

■ 中間前払金払制度に関する Q & A

Q 1 中間前払金の認定申請時に必要な書類について

A 1 中間前払金認定申請書（第 2 号様式）に工事履行状況報告書（中間前払金認定申請用）（第 3 号様式）、工事写真（着手前・現況）を添付して発注者（工事担当課 工事監督員）に申請してください。

なお、出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が請負代金額の 2 分の 1 以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。

Q 2 請負代金額が変更（増額・減額）された場合の中間前払金の取り扱いについて

A 2 中間前払金の割合は請負代金額の 20% 以内であり、かつ既に済んでいる前払金との合計が 60% を超えることはできませんので、下記のような算式となります。

なお、いずれの場合も、中間前払金認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

■ 例 1 増額変更の場合

「変更後の請負代金額 \times 60% - 受領済みの前払金 $>$ 変更後の請負代金額 \times 20%」なので、「変更後の請負代金額 \times 20%」が中間前払金の額となります。

(計算例) 請負代金額が 500 万円、増額変更 200 万円、前払金 200 万円
2,200,000 円 (7,000,000 円 \times 60% - 2,000,000 円) $>$ 1,400,000 円 (7,000,000 円 \times 20%)

→ 中間前払金請求可能額：1,400,000 円

■例2 減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金<変更後の請負代金額×20%」なので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(計算例) 請負代金額が800万円、減額変更200万円、前払金320万円
400,000万(6,000,000円×60%－3,200,000円)<1,200,000円(6,000,000円×20%)

→ 中間前払金請求可能額：400,000円

Q3 当初契約時に500万円未満の工事が変更契約により500万円以上となった場合の取扱いについて

A3 中間前払金の認定申請時に500万円以上の工事は中間前金払制度の対象工事となります。逆に、当初契約時に500万円以上の工事が減額変更により、中間前払金の認定申請時に500万円未満となった場合は、中間前金払制度の対象となりません。

なお、この場合においても、中間前払金認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

Q4 契約変更により工期が延長となった場合の、認定要件にある「工期の2分の1」の取扱いについて

A4 中間前払金の認定申請時の工期となりますので、認定申請時に変更契約が完了していれば変更後の工期の2分の1が要件となります。

Q5 中間前払金と部分払の関係について

A5 部分払の対象としている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。

Q 6 代理受領又は債権譲渡をしている工事の取り扱いについて

A 6 中間前払金の認定申請前に、請負代金額の全部又は一部について、代理受領又は債権譲渡をしている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。（代理受領又は債権譲渡の申請中の工事についても同様に中間前金払制度の対象工事となりません。）

Q 7 実際の工事の進捗状況が予定出来形を下回っている場合の、中間前金払の認定申請の取り扱いについて

A 7 中間前払金の認定申請はできます。中間前金払制度の認定要件は、「工期の2分の1を経過し、かつ工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了しており、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。」となります。

したがって、工事の進捗状況にかかわらず認定要件を満たしていれば認定申請することができます。

Q 8 中間前払金の認定申請から支払いまでの期間について

A 8 中間前払金の認定申請後、認定結果通知書の交付までが原則7日以内（ただし出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が請負代金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合は、当該資料等の提出等後、原則7日以内）、中間前払金請求書、中間前払金に関する保証証書及び保証約款受領後、支払いまでが14日以内です。

Q 9 中間前金払制度における中間検査について

A 9 中間前金払制度においては、部分払とは異なり中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要で、原則的に現場を止めていただく必要はありません。